



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 特定計量器の定期検査（消費・くらし安全課）..... 1
- 道路の区域の変更（道路管理課）..... 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定（海岸防災課）..... 2

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出（中小企業支援課）..... 2
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）..... 3
- 事後調査報告書の縦覧（河川課）..... 5

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局職員服務規程の一部を改正する規程..... 5

告 示

沖縄県告示第482号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成30年12月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
南城市大里字稲嶺、大里字大里、大里字大城、大里字平良、大里字高平、大里字仲間、大里字古堅、大里字嶺井、知念字安座真、知念字海野、知念字久高、知念字久手堅、知念字久原、知念字具志堅、知念字志喜屋、知念字知名、知念字知念、知念字山里及び知念字吉富	平成31年2月4日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	南城市海洋体験施設イノー館
	平成31年2月5日（火曜日） 午前11時から午後3時まで	久高島離島振興総合センター
	平成31年2月14日（木曜日） 午前10時から午後3時まで	南城市大里農村環境改善センター
嘉手納町	平成31年2月13日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	嘉手納町役場
北谷町	平成31年2月15日（金曜日） 午前10時から午後3時まで	北谷町商工業研修等施設
豊見城市	平成31年2月18日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	豊見城市役所4階第1会議室
西原町	平成31年2月25日（月曜日） 午前10時から午後3時まで	西原町町民交流センター
八重瀬町	平成31年2月27日（水曜日） 午前10時から午後3時まで	八重瀬町役場

読谷村	平成31年2月28日（木曜日） 午前10時から午後3時まで	読谷村役場
-----	----------------------------------	-------

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査 実施なし

沖縄県告示第483号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成30年12月18日から平成31年1月10日まで一般の縦覧に供する。

平成30年12月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 糸満与那原線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	与那原町字東浜107番地から 与那原町字東浜88番2まで	30.0m ～ 53.5m	151.9m
新	与那原町字東浜107番地から 与那原町字東浜88番2まで	30.0m ～ 30.0m	151.9m

沖縄県告示第484号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成30年12月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
外間	八重瀬町字外間の区域のうち、 次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県南部土木事務所及び八重瀬町役場において縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成30年12月18日から平成31年4月18日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

平成30年12月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ古島駅前 那覇市銘苅1丁目70番1号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 代表取締役 藤田勝幸、芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号 代表取締役 辻田泰徳
- 3 届出年月日 平成30年11月19日

- 4 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 代表取締役 藤田勝幸
変更後 大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 代表取締役 藤田勝幸、
芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号 代表取締役 辻田泰徳
- 5 変更の年月日 平成29年7月4日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
- (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
- (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成30年12月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 平成30年11月2日
(2) 商号名 有限会社協永プラン
(3) 代表者名 屋慶名啓市
(4) 所在地 那覇市寄宮2丁目29番3号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第9671号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年10月3日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成30年11月2日
(2) 商号名 桐和空調設備株式会社
(3) 代表者名 名嘉正隆
(4) 所在地 那覇市曙1丁目8番1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第12094号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年10月10日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成30年11月9日
(2) 商号名 浜興
(3) 代表者名 濱里亮
(4) 所在地 読谷村字比謝436番地2 7号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第12201号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年10月16日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成30年11月9日
(2) 商号名 崎原鉄筋工業
(3) 代表者名 崎原司
(4) 所在地 北谷町字北前259番地ハウスNo. 196
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第10701号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年10月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

- 5(1) 処分をした年月日 平成30年11月9日
(2) 商号名 ユキ設備
(3) 代表者名 具志堅忍
(4) 所在地 浦添市仲間一丁目22番2号第一武商マンション101号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第11708号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年10月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成30年11月20日
(2) 商号名 有限会社永勝建設
(3) 代表者名 池間和広
(4) 所在地 宮古島市平良字下里1405番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-25)第1389号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年10月15日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成30年11月20日
(2) 商号名 有限会社仲技建
(3) 代表者名 仲田清徳
(4) 所在地 宜野座村字漢那143番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第8633号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年10月19日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成30年11月20日
(2) 商号名 安里建設工業株式会社
(3) 代表者名 安里清次
(4) 所在地 那覇市首里石嶺町3丁目259番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第3507号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年10月23日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成30年11月20日
(2) 商号名 古謝建設
(3) 代表者名 古謝博之
(4) 所在地 那覇市首里久場川町2丁目140番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第10836号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年10月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成30年11月20日
(2) 商号名 博建設
(3) 代表者名 屋嘉博
(4) 所在地 うるま市字赤道328番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第11450号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成30年10月26日付けで、建設業法第12条に基づき内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。

沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第36条の規定により、事後調査報告書を作成したので、同条例第38条の規定により、次のとおり当該事後調査報告書を縦覧に供する。

平成30年12月18日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 沖縄県
 - (2) 代表者の氏名 沖縄県知事 玉城康裕
 - (3) 主たる事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 儀間川総合開発事業
 - (2) 種類 ダムの設置の事業
 - (3) 規模 総貯水面積11.7ヘクタールのダムの建設
- 3 対象事業が実施されるべき区域 久米島町
- 4 事後調査の実施期間 平成29年7月1日から平成30年6月30日まで
- 5 事後調査報告書の縦覧場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 沖縄県土木建築部河川課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2404
 - イ 沖縄県土木建築部南部土木事務所ダム管理担当 那覇市旭町116番地37 電話番号098-869-8291
 - ウ 久米島町環境保全課 久米島町字比嘉2870番地 電話番号098-985-7126
 - (2) 期間 平成30年12月18日から平成31年1月22日まで（土曜日、日曜日、休日並びに平成30年12月31日、平成31年1月2日及び同月3日を除く。）
 - (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- 6 その他参考となる事項 なし
- 7 この公告及び縦覧に関する問合せ先
 - (1) 沖縄県土木建築部河川課 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2404
 - (2) 沖縄県土木建築部南部土木事務所ダム管理担当 那覇市旭町116番地37 電話番号098-869-8291

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第15号

沖縄県病院事業局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年12月18日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局職員服務規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局職員服務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「職務専念義務免除承認申請書（第2号様式）を」を「勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、職務専念義務免除承認申請書（第2号様式）により）」により、「提出」を「申請」に改め、同条第2号中「職務専念義務免除承認申請書（第2号様式）を」を「勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、職務専念義務免除承認申請書（第2号様式）により）」により、「職務専念義務免除承認申請簿（第3号様式）を」を「勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、職務専念義務免除承認申請簿（第3号様式）により）」により、「提出」を「申請」に改め、同条第3号中「提出」を「申請」に改める。

第10条第1項を次のように改める。

職員は、就業規程第24条第1項の規定に基づき、育児部分休業の承認を受けようとするときは、勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、育児部分休業承認請求書（第9号様式））により、あらかじめ所属長に請求しなければならない。この場合において、職員は、請求に係る子の氏名、生年月日及び職員との続柄等を証明する書類を所属長に提出しなければならない。

第10条第2項中「育児部分休業変更届出書（第10号様式）を遅滞なく」を「遅滞なく勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、育児部分休業変更届出書（第10号様式））により、」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（振替及び割振り変更）

第13条の2 所属長は、就業規程第4条第4項の規定に基づき、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を特に勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を特に勤務することを命ずる必要がある日に割り振ろうとするときは、勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、局長が定める様式）により行わなければならない。

第15条中「代休日指定簿（第18号様式）」を「勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、代休日指定簿（第18号様式））」に改める。

第16条第1項中「有給休暇簿（第19号様式）」を「勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、有給休暇簿（第19号様式））」に、「願い出て」を「請求し」に改め、同条第2項中「、とりあえず」を削り、「すみやかに前項の簿冊」を「速やかに勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、有給休暇簿（第19号様式））」に改める。

第17条を次のように改める。

（組合休暇の承認）

第17条 組合休暇を受けようとする職員は、勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、組合休暇承認申請書（第20号様式））により所属長に請求し、その承認を受けなければならない。この場合において、職員は、職員団体からの依頼書を所属長に提出しなければならない。

第18条第1項中「あらかじめ介護休暇簿（第21号様式）により所属長に請求しなければ」を「勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、介護休暇簿（第21号様式））によりあらかじめ所属長に請求し、その承認を受けなければ」に改める。

第18条の2第1項中「介護時間簿（第21号様式の2）」を「勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、介護時間簿（第21号様式の2））」に改める。

第19条第2項中「欠勤簿（第22号様式）」を「勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、欠勤簿（第22号様式））」に、「欠勤簿に」を「勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、欠勤簿）に」に改める。

第26条中「時間外勤務及び休日勤務命令簿（第25号様式）」を「勤務管理システム（局長が定める職員にあっては、時間外勤務及び休日勤務命令簿（第25号様式））」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 沖縄県立北部病院、沖縄県立中部病院、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター、沖縄県立宮古病院及び沖縄県立八重山病院に勤務する職員については、この規程の施行の日から平成31年3月31日までの間、改正後の沖縄県病院事業局職員服務規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--